

電子納品運用ガイドライン
【土木工事編】

令和5年4月

尾道市

1. 電子納品運用ガイドライン【土木工事編】とは

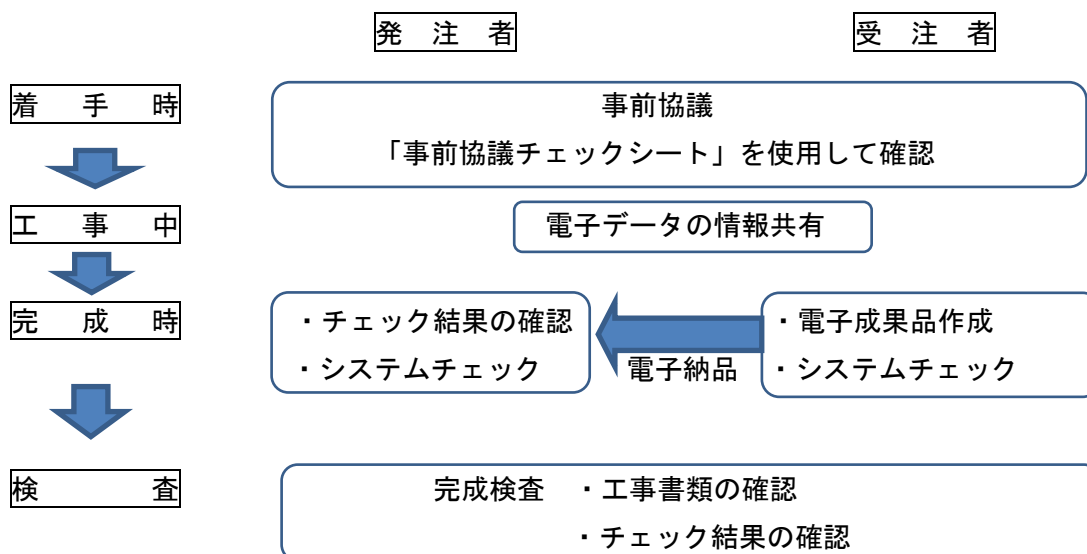
「電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」（以下、「本ガイドライン」という。）は、尾道市が発注する土木工事において、電子納品を円滑に実施できるよう、必要な事項を示したものです。

尾道市では、（一社）広島県土木協会が提供する広島県工事中情報共有システムを活用し、受注者が電子成果品の納品を行います。

2. 対象とする工事

尾道市が発注し工事中情報共有システムを利用する「一般土木工事」を対象とする。

○電子納品の流れ



3. 内容

- 電子納品する電子データの仕様書等については、原則として広島県電子納品実施要領に定める要領・基準等の最新版に準拠する。
但し、受発注者間で合意した内容等がある場合は、この限りではありません。
- 工事写真の電子納品を行った場合、写真は、電子検査とする。

4. 発注図の準備

発注者は、受注者に発注図面を提供すること。

5. 事前協議

契約締結後、受発注者間において電子納品対象物の決定及び確認を行う作業をいい、尾道市の【事前協議チェックシート】を用いて行います。

事前協議は受発注者の意思統一を図るとともに、納品や検査を円滑に行うための重要な作業です。

電子納品対象物の決定後は、発注者が事前協議チェックシートを作成の上、受発注者双方で保管し、工事途中で事前協議内容の変更が必要な場合は、変更協議を行い合意することとしてください。

また、事前協議チェックシートの記載事項について、尾道市では次のとおりとします。

○工事管理情報

- 施行番号は、工事番号（工事中情報共有システムの施工番号）とする。

6. 適用年月日

令和5年4月1日以降に公告する工事から適用する。